

令和6年度 第1回豊川市公契約審議会 議事録

1 日時

令和6年11月19日（火） 午後3時00分～午後4時40分

2 会場

豊川市役所 委員会室

3 出席者

委員

金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）

渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会）

市橋 智久（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）

落合 利夫（豊川商工会議所 建設関連部会長）

酒井 雅喜（日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会事務局長）

※1名欠席

事務局

総務部長

黒田 紀弘

総務部次長

伊藤 寿

総務部契約検査課課長

林 健史

総務部契約検査課課長補佐

白井 伸幸

総務部契約検査課契約係長

井上 徳生

4 会議の開催の可否

公開

5 傍聴者

なし

1 開会

2 委員委嘱

3 総務部長あいさつ

4 会長の選任について

公契約条例第17条第2項に基づき、会長に金井委員を選任しました。

5 副会長の選任について

公契約条例第17条第2項に基づき、副会長に渡辺委員を選任しました。

6 令和5年度審議会の答申について

【会長】

次第6「令和5年度審議会の答申」について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料2について説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

【会長】

ポスターを事前に見せていただいた時は白黒であったが、カラーで見ると結構良い感じがします。

7 特定公契約の状況について

【会長】

次第7「特定公契約の状況」について、（1）令和5年度、令和6年度（9月30日時点）特定公契約一覧表について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料3－1について説明

資料3－2について説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

【会長】

条例の一定の効果があるということと思いますが、特にご意見が無いようですので、終了して次の項目に参ります。

続きまして、（２）アンケート結果（特定公契約対象事業者・従事者）に移ります。
事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料４ 説明

資料５－１について説明

資料５－２について説明

資料５－３について説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

【委員】

事業者のところで、公契約条例の制度について理解できているかの質問で、かなりの事業者が理解できているというのは、おっしゃる通りだと思いますが、理解できてない事業者も１業者あるのが気になりました。このようなところには、さらに周知をお願いしたいと思うことと、事業者側は、賃金を引き上げたのが、90%ぐらいあるのに、従事者だと50%ぐらいしかいないことに少し温度差のあるアンケートの結果が気になりました。まだ知らないという従事者の方が3割ほどいるので、周知は引き続きやっていただきたいと思います。

【会長】

周知という点で、今年度新たに何か始めたことはありますか。

【事務局】

事業者の方には契約した時に、従事される方の人数を確認し、一人一人従事者の方にチラシを渡していただいています。さらに周知ということで、先ほど説明しました、掲示していただくポスターを今年度作成しまして、10月以降の契約案件から配布をし、ポスターでも確認できるようにお願いをしております。

【会長】

なかなか周知が進まないところがちょっと気になります。例えば事業所の中に労働組合などはないのですか。労働組合の方と協力することも良いのではないかと思います。

【委員】

組合は、製造業ではありますが、建設業では基本的にありません。

【委員】

私たちは建設関係であり、今回のアンケート調査の際に、市の方が実際に現場に来て作業員にアンケートを行うと、働いている側もしっかりと守られているという意識が芽生えるのかなと思います。

アンケート調査は契約検査課だけが行っているのですか。

【事務局】

現場に行って調査しているのは、契約検査課の職員が行っています。

【委員】

結局、市が行っていることなので、現場担当課の職員もそのような意識を持って取り組み、アンケートを行ってもいいのではと思います。

また、現場でも打合わせ等もしているため、現場担当の方から話があれば、もっと周知されるのではないかなと思います。市の中の壁を無くし、皆で行うことが可能ならばその方がよいと思います。

【事務局】

チラシを現場の責任者の方から、新入者の教育の場等で渡していただけるということで、契約時に窓口で従事される方の人数をお聞きして、渡していただいている形となっています。

事業者へのアンケート結果では、配付していただいている方が、昨年の10%から20%に上がったものの、まだまだ少ない状況となっているため、確実に渡していただくようお願いさせていただきたいと思っております。

【会長】

より周知に努めていくことができればと思います。他にいかがでしょうか。特にご意見ないようですので、このことに関しては以上とさせていただきます。

8 議題について

【会長】

次第8（1）労働報酬下限額の設定区分につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料6 1～2ページについて説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

5つの区分ごとにこれから審議していきます。

続いて、（1）－㊦ 工事請負契約（公共工事設計労務単価設定あり）について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料6 3～6ページについて説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

【会長】

本年度と同様の８０％ということですがどうでしょうか。

他の自治体と比べてやはり低いというのは否めないですが、そもそも公共工事設計労務単価が上がっているということからすれば、無理のない範囲でということになり、現状の８０％という形が良いかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

せっかく給与と消費者物価指数の差が無くなってきている中で、今回８０％に据え置いて、また、事業者の方の意見も「現状と同程度又は引き下げるべき」とのご意見もありますが、そこのところはどのように受けとめられていますか。

【事務局】

今回、設計労務単価自体の上がりが大きかったことで、去年の７８％と同じであっても、実際の下限額はかなり上がっている形となり、さらに２％と合わさって、普通作業員では９％上昇した額になっています。引き上げた割合は２％となりますが、実際の額としては、１割ぐらい上がっているという形になっていますので、その結果が「同程度又は引き下げるべき」という意見に繋がったのではと考えております。

ただ、物価等も上昇しており、担い手を確保するには、賃金というところが重要になってくるかと思しますので、現時点で下げるとすることは考えてはいません。今年度から率を引き上げたこと、来年度についても同じ率で少し状況をみてはどうかということで、事務局としては、８０％と提案させていただきます。

【委員】

アンケートで従事者の方は、「この２年で賃金は変わらない」と５５％の方が回答されていますが、実際のところは９％ぐらい上がっている。事業者の方達も上がった部分が経営の方にも数字が出てくると思うので大変だなと思います。やはり雇われる者と雇う者の感覚が少し違っているという部分については、少しもったいないなと思います。

【委員】

設計労務単価自体は、自分も含め、他の会社の人も知っています。上げなければ、担い手が無いため、上げなければならないことは十分わかってやっていますが、それより物自体の値段が異常に上がっている。公共の単価は、国が上がればすぐに反映してくれるのですが、物価版は市場単価を見て、物価調査会が調べたあとに反映される。そのため、労務単価は上がっているが、材料の単価が反映されていないため、公共工事では儲かっていない。働いている人には上げたいという気持ちは事業者の皆さん持っていると思いますが、実際には材料が高くて、手元にどれだけ残るのかというところがジレンマで、そこは逆に物価調査会に聞きたいぐらいです。

【委員】

設計した時の予定落札価格は、物の上昇分はある程度見込んで提案提示されると思いますが、それ以上に、市場の方の物価上昇が異常であるということですか。

【事務局】

設計する際は最新の単価で設計しております。もしそれ以上の上昇があれば、インフ

レスライドという制度がありますので、基準に該当した場合、届出していただければ差額分を変更することになります。

【委員】

2月、3月には設計労務単価が若干上がると思います。単価が上がると下限額も上がるため、給料を上げないといけないことは十分わかっています。

【会長】

今年度と同基準だと変わらないと見えてしまいましたが、上がるわけですね。同基準と書かないほうがいいのではないですか。

【事務局】

80%という数字だけを比較していたため、同基準との記述になっています。

【会長】

同基準だと変わらないと勘違いしてしまうので、パーセントと金額は変わることを少し記述したほうが良いのではと思います。引き下げるとするのは、条例の目的からできないのですか。

【事務局】

社会情勢的に全国的に引き下げであれば、引き上げるばかりでなく、状況を見てということはあるかと思いますが、現状、すぐに引き下げることにはないと考えています。

【委員】

ニュースだと、東京などは時給1,500円、それが当たり前です。でも、こちらは、1,500円にしますとはならない。パートがいなく社員だけでありますけど、やはり委託業務はパートの人達が仮に多いと大変ではないか。アンケート結果から年齢層も50代、60代が多く、そのような所が厳しいのではないかと思います。

【会長】

労働者側の意見としてはいかがでしょうか。

【委員】

上げたいという思いはありますが、先ほどから言われるように、もともとの設計労務単価自体が、多分上がると思いますので、それを見越せば、昨年2%引き上げを行っているし、委員の言われる事業者側の意見も当然わかるので、私は今年度と同じでいいのではと思います。

1つ気になるのは、最低賃金の報告の中で該当なし11者というところは、結局、元請けだけでなく、立場の弱い下請けまでしっかりとできているのか、労働者側の立場からすると、そこまで調査するのは大変なのは十分わかっているが、何かしていかないと本来の公契約の目的からすると、しっかりとチェックできる形になっていくといいのかなっていうのは思います。

【事務局】

事業者からの報告では、元請の従事者だけということで、現場にアンケート調査に行くと8割の方が下請けの従事者の方になり、その方達にも下限額をきちんと確認していただくようにということで行っています。現状では下請けで該当されない方は、現場でのアンケートなどで周知をして、確認をしていきたいと思っています。

【会長】

(1) -④ 公共工事設計労務単価が設定されていない職種について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料6 7ページ説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

こちらは特に変更なしということによろしいですか。

【事務局】

変更ありません。

【会長】

(1) -⑦ 工事請負契約 未熟練者・年金等受給者については、(2) -④ 業務委託契約・指定管理協定 未熟練者・年金等受給者と一緒に審議をいたしますので、先に、(2) -④ 業務委託契約・指定管理協定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料6 8～10ページの説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

こちらにつきましては、本年度の最低賃金プラス1.0%から、プラス1.5%に変更となりますが、いかがでしょうか。

【委員】

資料5-1の事業者アンケートの問6で、2年間の賃金水準を引き上げたとなっているが、これは賃金で上がったものとは別で水準が上がったという認識で良いですか。

【事務局】

アンケートでは、そこまで細かな区分で聞いていませんので、前年度と比較して賃金を上げたということが、事業者によっては、単価分だけか、あるいは、賃金以外のプラスがあるかないかというところまでは、アンケートの内容からは把握できません。

【会長】

最低賃金 1,077 円の 1.5%の上乗せで 1,094 円となり、17 円の上乗せということですが、これが適当かどうかいかがでしょうか。

【事務局】

割合を出させていただくと 1.5%との数字ですが、17 円の考え方について意見をいただければと思います。

【会長】

全国 30 団体で 2 番目に低いとありますが、これが良いか悪いかという問題ではなくて地域の問題だと思いますので、あまり低いことは気にしなくてもいいと思います。昨年よりは少し上がるということによろしいですか。

【事務局】

欠席の委員から意見をいただいております。物価の上昇を考慮すると、最低賃金近くの額では少ないと思うが、最低賃金が今年だと 50 円上がっている中で、さらに上乗せもしている。また、事業者の方の立場で、それを負担していくことも考えると、昨年度から 0.5%引き上げた 1.5%で、来年度としてはいいのではないかとのことでした。

【会長】

ありがとうございます。

無理のない数字ではあると思います。

もっと上げてもいいかと思いますが、人手不足ですし、妥当かなという数字だと思います。特にご異議なければ、この形で進めて参りたいと思います。

【会長】

(1) 一㊦ 工事請負契約、(2) 一㊧ 業務委託契約・指定管理協定 未熟練者、年金等受給者について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料 6 11～12 ページの説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

【委員】

年金受給者のため労働対価の調整をしていることですが、現在、年金のカット率も従業員の方が有利になってきているので、国民年金を除いて、給料と年金を合わせて 50 万円まではカットされないと思います。そうすると年金受給を理由に、下げられるのはどうなのかと思います。また、年金受給者のためとなるとどうかと思います。

【事務局】

本来、給与と年金を合わせて一定額を超えてしまう基準で、年金をカットされてしまうということで給与を下げている方が、この下限額を適用できるということになりま

す。

【委員】

数年前からその確率が緩やかになっているので、そこも少し考えたらどうかと思います。書き方の問題かなとも思います。

【事務局】

年金を受給ということだけで、一般の方と別の区分をして、適用となりますと労働報酬下限額が下がってしまいますので、このような形で出てきた場合については、事業者の方に、本当に合意がとれているかどうか、どういう形の給与であるか聞き取りをさせてもらいながら、該当していると判断をして、一般の方とは分ける形をとっています。

【委員】

カットされていると最近はききません。

【事務局】

年金受給者の方で、合意を得ていて給与がカットされて下がっているかどうか、もう少し確認することになるかと思います。

【会長】

考え方自体は変わらないということになります。72歳や73歳の方が公共工事で働いていることは、賃金の問題もありますけど、今、高齢労働者の労災の問題なども結構ありますので、労災をいかに防ぐのかというところも結構、大事なのかなと思います。

【会長】

それでは、よろしいでしょうか。

2. 労働報酬下限額の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料6 13ページ説明

【会長】

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

【会長】

従来通りだと思いますが、確認書類提出時の聞き取りは、どの程度の聞き取りをされていますか。細かく聞いているのですか。

【事務局】

現時点では事業者の方の負担を減らすということで、賃金台帳などの提出は求めています。従事する方の最低額である職種及び金額を記載していただいています。報告金額について、一番低い金額の方が下限額以上か確認することとなっています。過去には、報告金額が下限額を下回っている形で提出されたこともあったため、提出事業者に、一度だけ、賃金シートを出していただき、金額を確認させていただきました。確認

したところ、賃金の考え方が誤っている箇所がありましたが、きちんと基準を満たしていたことを確認しております。

【会長】

確認書類を出してもらったことが、一度あったということですか。

【事務局】

過去にありました。

【会長】

他に何かありますでしょうか。

特にないようでしたら、これで終了します。

本日の議題は以上となりますが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

特にないようですので、最後に事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

連絡事項がございます。本年度の審議会は2回を予定しております。次回、第2回の審議会の日程でございますが、来年1月中旬から2月初旬ごろの開催を予定しております。議題につきましては、本日議題として審議していただきました、令和7年度の労働報酬下限額設定基準の答申案を決定していただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】

以上をもちまして、令和6年度第1回豊川市契約審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。